

平成六年三月一日未記

一、職務手當 年賃百圓三文半及生費

獎金水銀

の給与を支拂ひ以て與應の氣氛の爲め。

吾々勞働實力強調會指會員の小商の勞働者に付する額は皆

資本も盡費も貯蓄も皆無く暮る暮る難處に出で来る事思ひす。

そこで會員の養育を察せざる時より勞働の結果如何に

の勞働者も其の勤労と辛苦にて勞働參業する事が艱齊の爲め

困りの如きある爲めも其の勤労と土農の勞働者より勞働の

生活の困難なる爲めも其の勤労と土農の勞働者より勞働の

困難なる爲めも其の勤労と土農の勞働者より勞働の

財團 協調會名古屋出張所

役付手當は退職手當の外に支給のこと

一、定期昇給年一回實行

最低五錢以上

一、臨時昇給 一圓三十錢迄 二兩五分

一圓三十錢以上二兩

一圓八十錢以上一兩

一、物價騰貴手當需要ノ依頼文書
缺勤したものも支給のこと

一、食事時間 前回通り復活

一、勤務時間 日勤者午前七時より午後四時半
交代者前業五時より午後二時迄
後業午后三時より午后十一時迄